

新しい後期高齢者医療被保険者証は7月下旬に郵送します

問保険年金課 ☎(55)71119

【新しい保険証(オレンジ色)】

7月下旬に郵送します。簡易書留郵便でお送りしますので、受け取りの際には受領印が必要です。

8月以降に病院などにかかる際にご提示ください。

※不在の場合は郵便局が「不在通知」を置いていきますので、「不在通知」の指示に従い受け取ってください。



【今までの保険証(青色)】

8月以降に個人情報報が読み取れないように、ハサミなどで裁断して使用できないよう破棄してください(返送不要)。なお、保険証が届かない場合など不明な点があればお問い合わせください。

※別に通知する方は、通知の指示により更新してください。更新をされないと8月から使用できなくなります。

国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度

問保険年金課 ☎(55)71119

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

※学生の方は、この制度を利用できません。学生納付特例制度をご利用ください。

【申請免除制度】

・ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が免除になります。

・「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4段階の免除があります。

▼**免除要件**／本人と配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ別表の所得の目安以下のとき

免除区分	納める保険料額(令和5年度)	老齢基礎年金への計算(全額納付した場合と比較)	所得の目安
全額	0円	免除期間は2分の1で計算	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3(4分の1納付)	4,130円	免除期間は8分の5で計算	88万円
半額(半額納付)	8,260円	免除期間は8分の6で計算	128万円
4分の1(4分の3納付)	12,390円	免除期間は8分の7で計算	168万円

*本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、上の計算式の金額以下であれば免除を受けることができます。
*減額された保険料を納めていない期間は未納扱いとなり、受給要件にも老齢基礎年金額の計算にも算入されませんのでご注意ください。

【納付猶予制度】

・ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が猶予されます。

▼**猶予要件**／

・50歳未満の方が対象(学生を除く)

・本人と配偶者の前年所得がそれぞれ別表の全額免除の所得の目安以下のとき

※世帯主の所得は審査対象にはなりません。

・猶予された期間は、老齢基礎年金の金額には反映されません。

※「全額免除」および「納付猶予制度」が承認された方は、申請時に翌年度以降も引き続き審査を希望する旨申し出ると、毎年度の申請手続きが不要です。なお、失業などによる特例免除承認者は、翌年度も申請が必要です。

▼**承認期間**／7月～令和6年6月(過去2年1か月前までの期間も、さかのぼって申請可)

▼**申請に必要なもの**／

・基礎年金番号がわかるもの

・「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険受給資格通知」、「雇用保険受給資格者証」などのコピー(失業を理由に申請する場合のみ必要)

【臨時特例】

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として、簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除・猶予する取扱い(「臨時特例」)

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として、簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除・猶予する取扱い(「臨時特例」)

【臨時特例】

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として、簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除・猶予する取扱い(「臨時特例」)

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として、簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除・猶予する取扱い(「臨時特例」)

時特例」といって)が行われています。なお、学生の場合は学生納付特例の臨時特例の対象となります。こちらの制度は、令和4年度分の申請をもって終了となります。

詳しくは、左記よりご確認をお願いします。

【日本年金機構ホームページ】

https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html

【中村年金事務所 国民年金課】
☎(453)7200



八開診療所の臨時休診のお知らせ

問八開診療所 ☎(37)0351

レントゲン装置入換えおよび、医師不在のため臨時休診いたします。

▼**休診日**／7月1日(土)・3日(月)・4日(火)午前・11日(火)・31日(月)

▼**場所**／国民健康保険八開診療所(江西町宮西43番地)

自転車乗車用ヘルメット購入費補助の終了について

問危機管理課 ☎(55)7130

補助金額が予算に達しましたので受け付けを終了しました。申請受け付けを再開する場合は、広報などで周知させていただきます。購入した際の領収書は保管しておいてください。